



北海道・東北地方における水産物行商活動の変容

メタデータ	言語: jpn 出版者: 宮崎大学教育文化学部 公開日: 2011-07-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中村, 周作 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10458/3449

北海道・東北地方における水産物行商活動の変容

中村 周作

Changes in Seafood Peddling Activity in the Hokkaido and Tohoku Districts

Shusaku NAKAMURA

1. はじめに

筆者は、かつて(1983~84年)、わが国全域を対象として水産物行商人の分布と活動の地域的展開、およびその行動上の特徴について論究した¹⁾。それによると、当時、いわゆる在来型行商人が全国で約22,000名、自動車営業者が約15,000名あった。彼らの分布は、前者が主要産地市場や大都市に近接する漁村などに顕著な集中をみせたのに対し、後者は従来の鮮魚流通の空白地であった内陸部や僻地性の強い地域に集中するなど大きな違いがみとめられた。

北海道・東北地方に関していうと、前回調査(1983, 84年)時、データの得られなかった岩手県を除く1道5県で在来型行商人が計2,789名(道県別内訳:北海道797名,青森県445名,秋田県181名,宮城県622名,山形県458名,福島県286名)、自動車営業者が、1道6県で計4,284名(道県別内訳:北海道331名,青森県571名,岩手県422名,秋田県808名,宮城県904名,山形県633名,福島県615名)を数えた。自動車営業車数が、在来型行商人数の1.5倍という数字は、他の地方にはみられないことであり、当地方の顧客分散度の大きさが機動力に優れた自動車営業に有利にはたらいていることが理解された。

かつての調査から20年を経た今日、その活動形態、活動内容に大きな変容が予想される水産物行商について、先に筆者は、中国、九州、中部、関東、四国地方に関する報告を行った²⁾。本稿は、全国にわたる水産物行商活動の実態調査の第6報として、北海道・東北地方の事例について、各道県別に詳細な検討を行う³⁾。

2. 在来型行商および自動車営業活動の実態

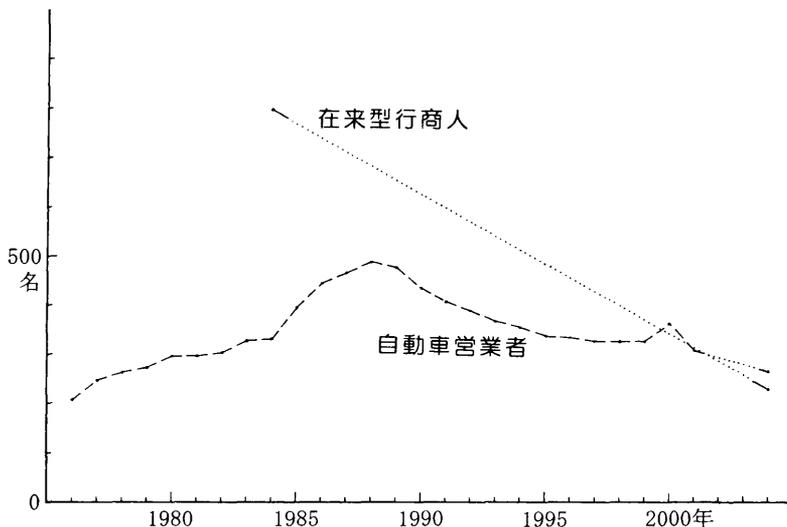
(1) 北海道

北海道には在来型行商に関する条例法規として、「食品の製造販売行商等衛生条例」⁴⁾があり、営業者は、これに基づいて、住所地保健所における登録を経て営業を行っている。この登録の有効期間は、かつての1年から2年に延長されている。

自動車営業は、「食品衛生法」の下、「食品衛生法施行条例」⁵⁾に基づき、営業地保健所において許可を得て営業を行っている。この許可の有効期間は、かつての2年から5年に延長されている。なお、北海道における自動車営業車には、機械式冷凍冷蔵施設の設置が義務づけられている。自動車営業車の様式に関して個別保健所に問い合わせることで得られた情報によると、魚介類専売車と肉、乳類、野菜、雑貨などの混載型車両のどちらが多いかについては半々であるが、一般に道西沿岸部で魚介類専売車が多く、都市部、内陸部から東部沿岸にかけて混載型車両が多くなっている。また、専売車は、軽トラックやワゴンの改造型車が多く、混載型車両は、客が中に入れるバス型が多くなっている。

第1図をもとに、営業者数の変化についてみてみよう。北海道では、在来型行商人の数的変化をとらえるデータが得られなかったので、各保健所に問い合わせた前回調査（1984年）と今回（2004年）のデータを比較することで、その変容の把握を試みる。その結果、数的には前回の797名から229名となった。20年間での減少率が71.3%、年当たり3.6%の大幅減となっている。一方、自動車営業者は、道のデータ上では1976年の208名から始まり、前回調査時（84年）で331名、その後、88年の488名をピークに減少に転じ、2004年現在で262名となった。前回調査からの20年間での減少率が20.8%、年当たり1.0%の微減となっている。

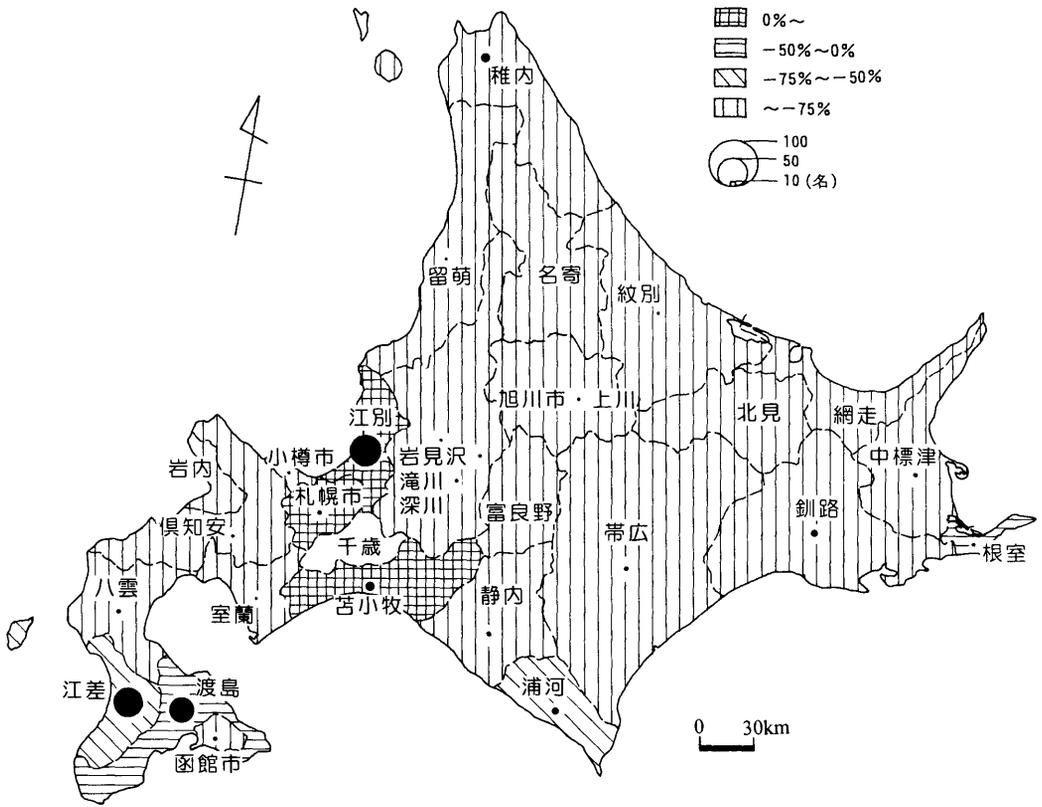
第2-1図、第2-2図をもとに、営業者の保健所区別分布をみてみる。在来型行商人で営業者が多いのは、江別管内（59名）、江差管内（55名）、渡島管内（44名）などであり、全域的



第1図 北海道における在来型行商人・自動車営業者数の変化

折れ線グラフの点線部分は資料欠。

北海道保健福祉部食品衛生課、道内26保健所、および札幌市、旭川市、小樽市、函館市各保健所などの資料により作成。



第2-1図 北海道における在来型行商人の保健所区別分布および増減率

増減率：1984～2004年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2004年現在。一部改変（岩見沢・滝川・深川保健所管轄区、および旭川市・上川保健所管轄区を合併表記）。北海道内26保健所、および札幌市、旭川市、小樽市、函館市各保健所などの資料により作成。

に大幅に数を減じている中であって、増加しているのが江別（増加率22.0%）、苫小牧（同45.5%）、およびわずか3名ではあるが札幌市の3管内となっており、注目されるところである。図をみると、大消費地である札幌市周辺と主要魚介類産地をなす渡島半島に営業者が集中しており、他の地域では、顧客分散度の大きさもあって、行商活動がほとんどみられなくなった。なお、『日本の民俗』には、かつて青函連絡船を使って青森から米を持ち込み、帰りに水産物を持ち帰る運び屋行商人の往来と、小樽、余市などから札幌などの内陸の市に、鉄道の専用車両を利用して水産物をブリキ缶に入れて運ぶ「ガンガン部隊」の活躍が記されている⁶⁾。

自動車営業者が多いのは、渡島管内（52名）、函館市管内（27名）、旭川市・上川管内（26名）、岩見沢・滝川・深川管内（21名）などである。逆に大幅に減少しているのが千歳（減少率80%）、浦河（同80%）、留萌（同78.6%）、北見（同77.1%）各管内であり、産地、および地方都市に多く、僻地性の強い地域で大きく減少しているという状況は、自動車営業の一般的性格からは逸脱した事例となっている。

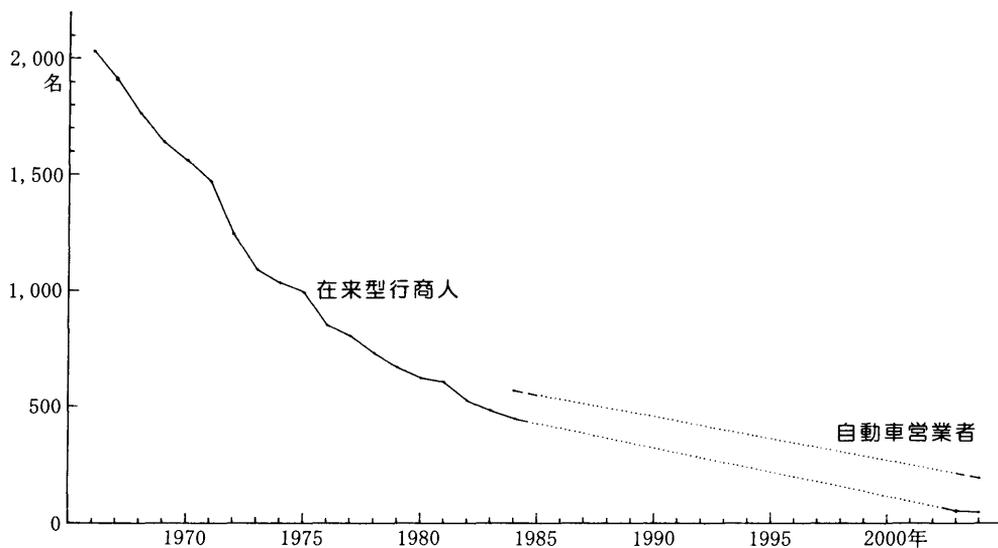
(2) 青森県

青森県には在来型行商に関する条例法規として、「青森県魚介類行商及びアイスクリーム類行商に関する条例」⁷⁾があり、営業者は、これに基づいて、住所地保健所における登録を経て営業を行っている。この登録の有効期間は、かつての1年から3年に延長されている。

自動車営業は、「食品衛生法」に係る「食品衛生法施行条例」⁸⁾の下、「自動車による食品の移動販売に関する取扱要領」⁹⁾に基づき、これも住所地保健所において許可を得て営業を行っている。この許可の有効期間は、かつての2年から6年に延長されている。なお、自動車営業車には、機械式冷凍冷蔵施設の設置が義務づけられている。自動車営業車の様式について、各保健所の回答によると、沿岸部の五所川原管内とむつ管内で魚介類専売車が、それ以外の地域では、肉、乳類、野菜、菓子などとの混載型車両が多くなっている。また、混載型車両が多いことから、各地域でバス型車両が多く使われている。

第3図をもとに、営業者数の変化についてみてみよう。在来型行商人は、県の資料が残っている中で最大の1966年の2,034名であり、前回調査時（1984年）で445名であったが、2004年現在で50名となった。前回調査からの20年間での減少率が88.8%、年当たり4.4%の大幅減となっている。一方、自動車営業者については、県として数的変化を把握していない。各保健所に問い合わせた前回調査時（1984年）で571名であったが、2004年現在では199名となった。こちらは、20年間での減少率が65.1%、年当たり3.3%の大幅減となっている。

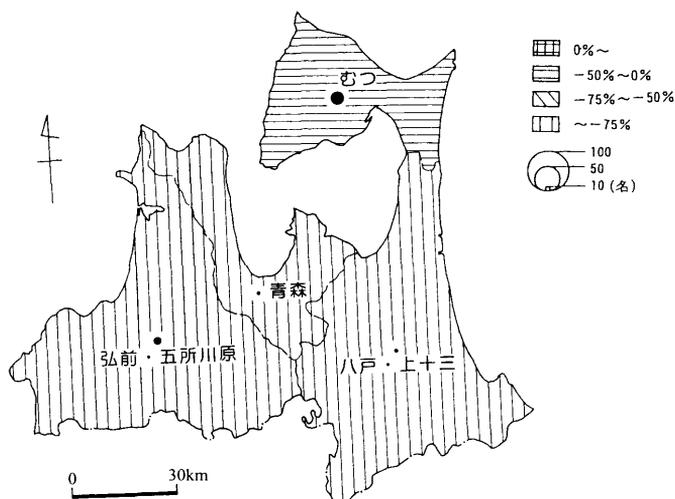
第4-1図、第4-2図をもとに、営業者の保健所別分布をみてみる。在来型行商人は、全域的に減少傾向が著しいが、中でも営業者が多いのは、むつ管内（26名）と弘前・五所川原管内（14名）である。青森県によると、むつ管内でも下北半島の先端にあたる大間町や特に佐井町福浦地区に多くの営業者がみられるとのことであった¹⁰⁾。一方、前回調査時で最大の287名を数えた八戸・上十三管内がわずか5名（減少率98.3%）となった他、青森管内（同88.4%）弘前・五所川原管内（同84.1%）で大幅減少となっている。なお、郷土誌などの文献によると、かつて、八戸方面から十和田市に入る「ニンシン売り」、「カツギ」と称されるニンシン、イワシ、ホッケなどの行商人があった¹¹⁾。また、八戸市内では、湊から町へ魚を売り歩く「イサバ」や列車を利用して近郷近在を回る「ガンガラ部隊」があった¹²⁾。陸奥湾沿岸漁村から山間の集落に入って、フノリと米の物々交換を行っていた¹³⁾ など、各地で行商活動の展開がみられた。



第3図 青森県における在来型行商人・自動車営業者数の変化

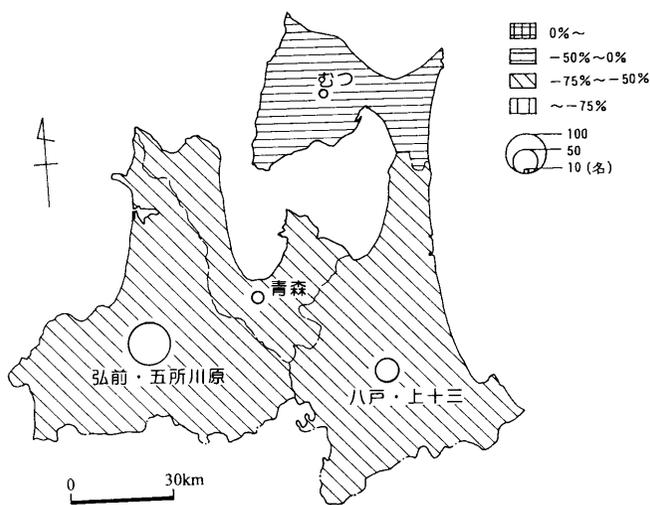
折れ線グラフの点線部分は資料欠。

青森県健康福祉部薬務衛生課，県内6保健所などの資料により作成。



第4-1図 青森県における在来行商人の保健所区別分布および増減率

増減率：1984～2004年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は，2004年現在。青森県内6保健所などの資料により作成。



第4-2図 青森県における自動車営業者の保健所区別分布および増減率

増減率：1984～2004年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2004年現在。青森県内6保健所などの資料により作成。

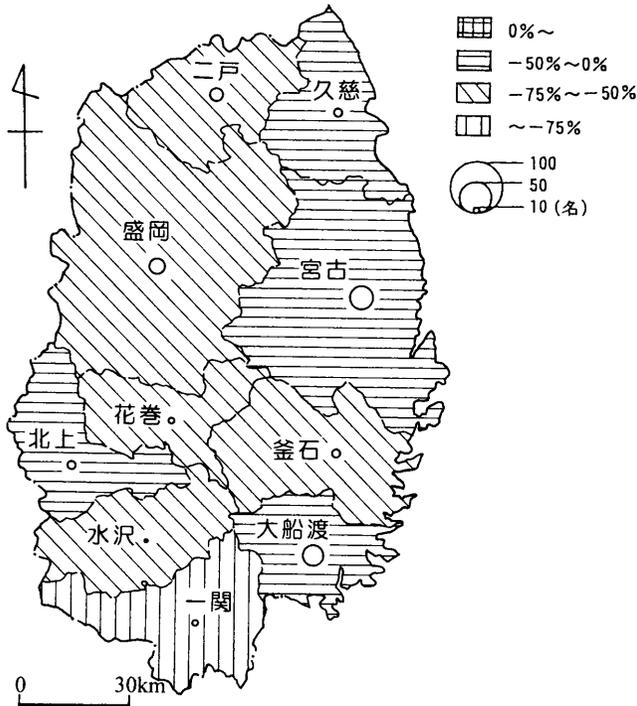
自動車営業が多いのは、弘前・五所川原管内（107名）、八戸・上十三管内（50名）などであるが、青森管内（同73.7%）などのように大幅に減少したところもある。

(3) 岩手県

岩手県には在来型行商に関する条例法規がない。したがって、県ではその活動実態が把握されていないという状況は、前回調査時（1984年）と同じであった。

自動車営業は、「食品衛生法」に係る「食品衛生法施行条例」¹⁴⁾の下、「移動食品営業に係る営業施設基準」¹⁵⁾に基づき、住所地保健所において許可を得て営業を行っている。この許可の有効期間は、かつての2年から5年に延長されている。なお、自動車営業車には、機械式冷凍冷蔵施設の設置が義務づけられている。自動車営業車の様式について、各保健所の回答によると、花巻管内や大船渡管内で魚介類専売車が目立つ以外は、肉、乳類、野菜、菓子などとの混載型車両が圧倒的に多い。また、車両も前者（魚介類専売車）の軽トラック改造型に対し、後者（混載型）の普通トラック改造型車が圧倒的に多くなっている。

岩手県では、関係条例のない在来型行商人だけでなく、自動車営業者の数も把握されていない。在来型行商人数については、今回各保健所に問い合わせた結果でも不明、もしくは0が多かったが、大船渡管内で1名という回答があった。一方、自動車営業者は、各保健所から得たデータによると、前回調査時（1984年）の422名が2004年現在で184名となった。20年間での減



第5図 岩手県における自動車営業者の保健所区別分布および増減率

増減率：1984～2004年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2004年現在。岩手県内10保健所などの資料により作成。

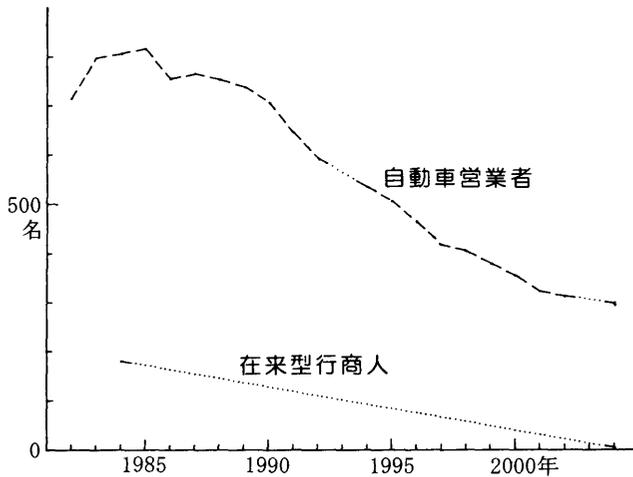
少率が56.4%，年当たり2.8%の減少となっている。

第5図をもとに、自動車営業者の保健所区別分布をみってみる。営業者が多いのは、宮古管内(41名)、大船渡管内(37名)などの沿岸地域であり、減少率が大きくなっているのが一関管内(87.7%)、釜石管内(72.3%)、花巻管内(70.0%)などである。ちなみに、県南の一関管内では、隣接する宮城県の業者が多く入り込んでいるとのことであった¹⁶⁾。

(4) 秋田県

秋田県には在来型行商に関して、「魚介類行商の衛生管理指導要綱」¹⁷⁾があり、営業者は、これに基づいて、営業地保健所における1年更新の登録を経て営業を行っている。

自動車営業は、「食品衛生法」に係る「食品衛生法施行条例」¹⁸⁾の下、「自動車による食品の移動営業に関する取扱い要領」¹⁹⁾に基づき、営業地保健所において許可を得て営業を行っている。この許可の有効期間は、かつての2年から5年に延長されている。なお、自動車営業車には、機械式冷凍冷蔵施設の設置が義務づけられている。自動車営業車の様式について、各保健所の回答によると、魚介類専売車が多い大館管内以外は、すべて肉、乳類、野菜、菓子などとの混載型車両が多くなっている。また、車両は、魚介類専売車の多い大館や都市部(秋田中央管内)などを回るものが混載型であっても軽トラック改造型、他の地域では普通トラック改造



第6図 秋田県における在来型行商人・自動車営業業者数の変化

折れ線グラフの点線部分は資料欠。

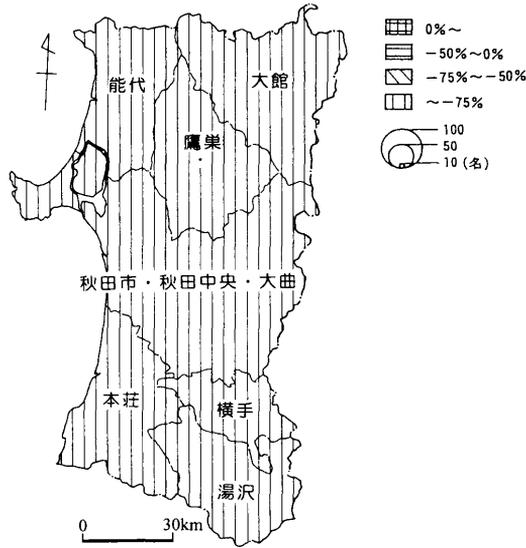
秋田県生活環境文化部生活衛生課，県内8保健所などの資料により作成。

型が多くなっている。

第6図をもとに，営業業者数の変化についてみてみよう。秋田県では，在来型行商人の数的変化をとらえるデータが得られなかったので，各保健所に問い合わせた前回調査（1984年）と今回（2004年）のデータを比較することで，その変容の把握を試みる。その結果，数的には前回181名あったものが，わずか1名ということで，ほぼ全県域において消滅状況となった。20年間での減少率が99.4%，年当たり5.0%の大幅減となっている。一方，自動車営業業者は，県のデータ上では1982年の715名から始まり，前回調査時（84年）で808名，その翌年の85年の817名をピークに減少に転じ，2004年現在で296名となった。こちらは，前回調査からの20年間での減少率が63.4%，年当たり3.2%の減少となっている。

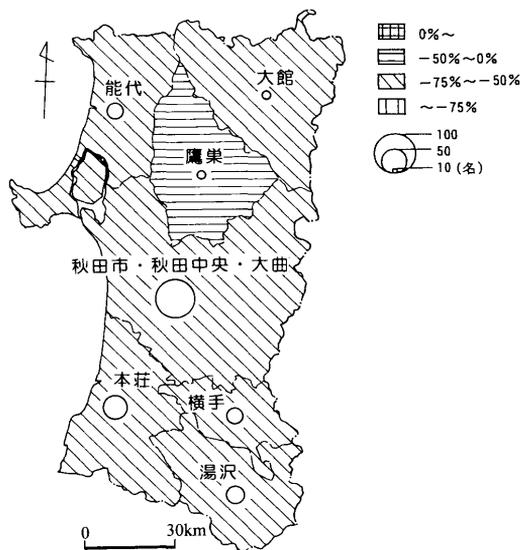
第7-1図，第7-2図をもとに，営業業者の保健所区別分布をみよ。在来型行商人は，先述のとおり全域的に消滅の状況にある。かつて営業業者の多かった秋田市・秋田中央・大曲管内（74名），本荘管内（49名）などでも，のきなみ営業業者が0となり，唯一の営業業者が鷹巣管内に存在するのみである。

自動車営業業者が多いのは，秋田市・秋田中央・大曲管内（100名），本荘管内（49名）など県中南部沿岸を中心とする地域であり，逆に少ないのが鷹巣管内（15名）や大館管内（19名）などの北部内陸地域である。



第7-1図 秋田県における在来行商人の保健所区別分布および増減率

増減率：1984～2004年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2004年現在。一部改変（秋田中央・大曲保健所管轄内を合併併記）。秋田県内8保健所などの資料により作成。



第7-2図 秋田県における自動車営業者の保健所区別分布および増減率

増減率：1984～2004年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2004年現在。一部改変（秋田中央・大曲保健所管轄内を合併併記）。秋田県内8保健所などの資料により作成。

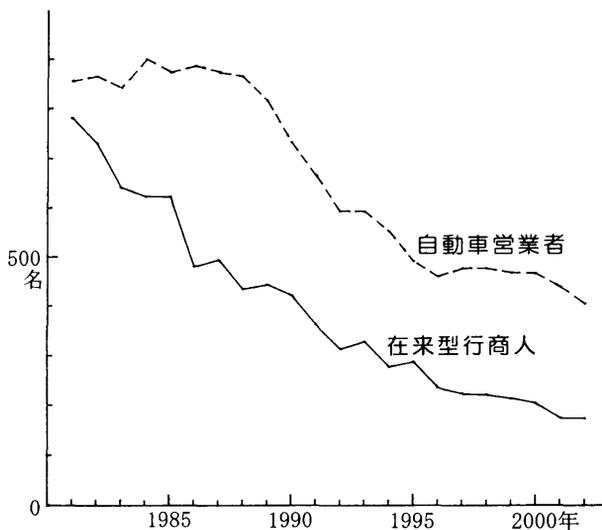
(5) 宮城県

宮城県には在来型行商に関する条例法規として、「食品衛生取締条例」²⁰⁾があり、政令指定都市である仙台市もこれを準用している。営業者は、これに基づいて住所地保健所における登録を経て営業を行っている。この登録の有効期間は、かつての2年から4年に延長されている。

自動車営業には、「食品衛生法」に係る「食品衛生法施行条例」²¹⁾の下、「自動車による食品営業許可取扱要領」²²⁾があり、仙台市も同様の条例、および取扱要領²³⁾を有している。営業者は、これらに基づいて営業地保健所において許可を得て営業を行っている。この許可の有効期間は、かつての3年から施設の状況によって5～8年に延長されている。なお、自動車営業車には、機械式冷凍冷蔵施設の設置が義務づけられている。自動車営業車の様式について県によると、山間部を回る業者が多いので、当地の需要に応じた肉、乳類、野菜、菓子などとの混載型車両が多いとのことであった²⁴⁾。

第8図をもとに、営業者数の変化についてみてみよう。在来型行商人は、県の資料が残っている中で最大の1981年の782名であり、前回調査時（1984年）で622名であったが、2002年現在で173名となった。前回調査からの18年間での減少率が72.2%、年当たり4.0%の大幅減となっている。一方、自動車営業者は、県のデータ上では1981年の860名から始まり、前回調査時（84年）の904名をピークに減少に転じ、2002年現在で406名となった。こちらは、18年間での減少率が55.1%、年当たり3.1%の大幅減となっている。

第9-1図、第9-2図をもとに、営業者の保健所区別分布をみてみる。在来型行商人が多いのは、気仙沼管内（73名）と岩沼支所管内（48名）であり、沿岸部に集中していることがわかる。他の地域では営業者が少なくなっているが、特に大きく減少しているのが登米（減少率



第8図 宮城県における在来型行商人・自動車営業者数の変化

宮城県生活部生活衛生課（現食と暮らしの安全推進課）などの資料により作成。

100%)、大崎 (同86.4%)、塩釜 (同82.2%)、石巻 (同80.9%) などの管内である。『日本の民俗』によると、かつて、雄勝町大須地区から追波川、北上川流域農村へ、女川町針浜地区から女川の町場へ、名取市閑上地区や松島湾沿岸の漁村から仙台市方面へとといった県内各地にみられた「ショイコ」行商人の活躍が記されている²⁵⁾。

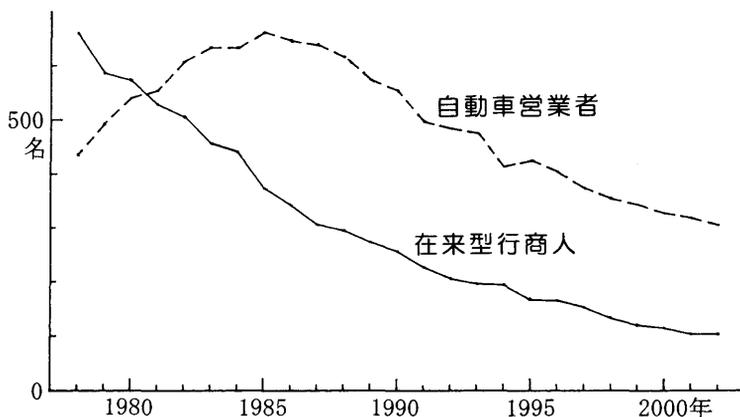
自動車営業者が多いのは、石巻 (85名)、仙台市・黒川支所 (73名)、塩釜 (57名)、仙南 (49名) などの管内である。逆に大幅に減少したのが大崎管内 (減少率76.0%) である。

(6) 山形県

山形県には在来型行商に関する条例法規として、「山形県魚介類行商取締条例」²⁶⁾ があり、営業者は、これに基づいて、住所地保健所における登録を経て営業を行っている。この登録の有効期間は、かつて2年であったが、1999年より4年に延長されている。

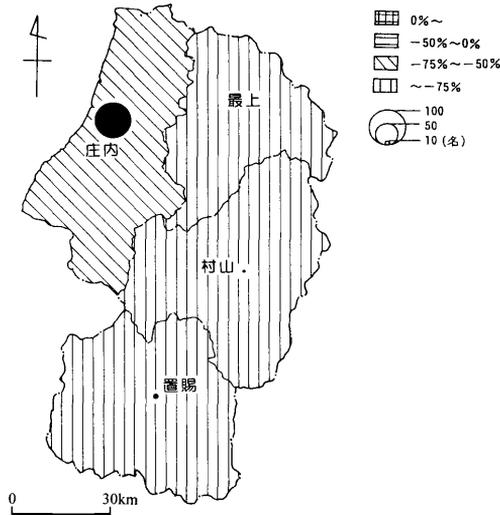
自動車営業は、「食品衛生法」に係る「食品衛生法施行条例」²⁷⁾ の下、「自動車による食品営業の取扱要綱」²⁸⁾ に基づき、これも住所地保健所において許可を得て営業を行っている。この許可の有効期間は、かつての3年から5年に延長されている。なお、自動車営業車には、機械式冷凍冷蔵施設の設置が義務づけられている。自動車営業車の様式について県によると、魚介類専売車と肉、乳類、野菜などとの混載型車両のどちらもあるが、バス型の後者の方が多いということであった²⁹⁾。

第10図をもとに、営業者数の変化についてみてみよう。在来型行商人は、県の資料が残っている中で最大の1978年の661名であり、前回調査時 (1983年) で458名であったが、2002年現在で105名となった。前回調査からの19年間での減少率が77.1%、年当たり4.1%の大幅減となっ



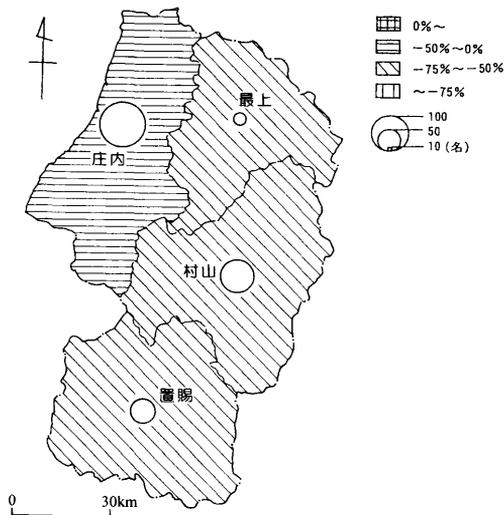
第10図 山形県における在来型行商人・自動車営業者数の変化

山形県総務部危機管理室食品安全対策課などの資料により作成。



第11-1図 山形県における在来行商人の保健所区別分布および増減率

増減率：1983～2002年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2003年現在。山形県総務部危機管理室食品安全対策課などの資料により作成。



第11-2図 山形県における自動車営業者の保健所区別分布および増減率

増減率：1983～2002年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2003年現在。山形県総務部危機管理室食品安全対策課などの資料により作成。

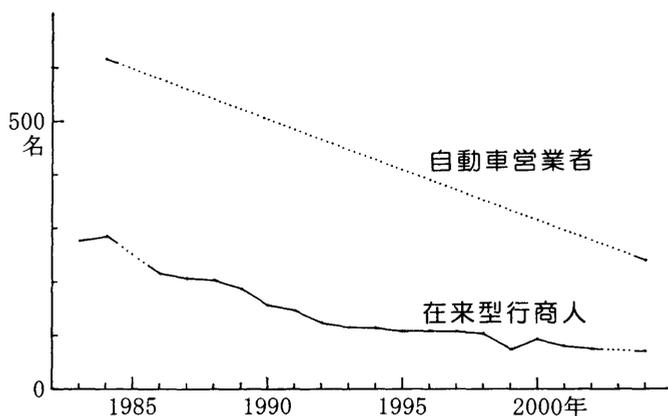
ている。一方、自動車営業者は、県のデータ上では1978年の438名から始まり、前回調査時(83年)で633名、その後、85年の661名をピークに減少に転じ、2002年現在で307名となった。こちらは、前回調査からの19年間での減少率が51.5%、年当たり2.7%の減少となっている。

第11-1図、第11-2図をもとに、営業者の保健所区別分布をみってみる。在来型行商人が圧倒的に多いのが、沿岸部の庄内管内(95名)であり、それ以外の地域では全て減少率90%を超える急減をみた。山形県域にかつてみられた在来型行商活動についても、いくつかの文献に記述がある。たとえば、飛鳥から年2回、春船と秋船に海産物を積んで庄内地方、最上郡からさらに秋田県由利郡に至る地域の常連客である「ダンカ(檀家)」宅へ出向き、農産物と物々交換を行っていた³⁰⁾。また、鶴岡市加茂地区から鶴岡市街へ「アバ(女性のこと)」、「ガンガラ部隊」などと呼ばれた行商人³¹⁾、宮野浦、十里塚、浜中、加茂、由良、三瀬、小波渡、堅苔沢、暮坪、大岩川、小岩川、鼠ヶ関などの漁村から農村への「アバ」行商や、鉄道を利用して秋田、新潟両県にまたがって活動をする行商人が多くみられた³²⁾。

自動車営業者が多いのは、庄内管内(125名)、村山管内(89名)、置賜管内(62名)であり、沿岸から内陸に至るまで、多くの営業者の存在がみとめられる。

(7) 福島県

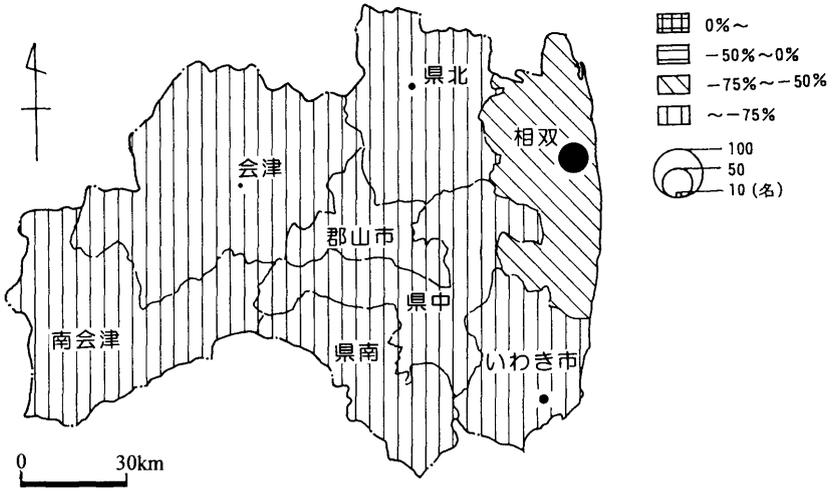
福島県には在来型行商に関する条例法規として、「福島県魚介類行商取締条例」³³⁾があり、中核市であるいわき市、郡山市も同様の条例³⁴⁾を有している。営業者は、これらに基づいて、住所地保健所における2年更新の登録を経て営業を行っている。



第12図 福島県における在来型行商人・自動車営業者数の変化

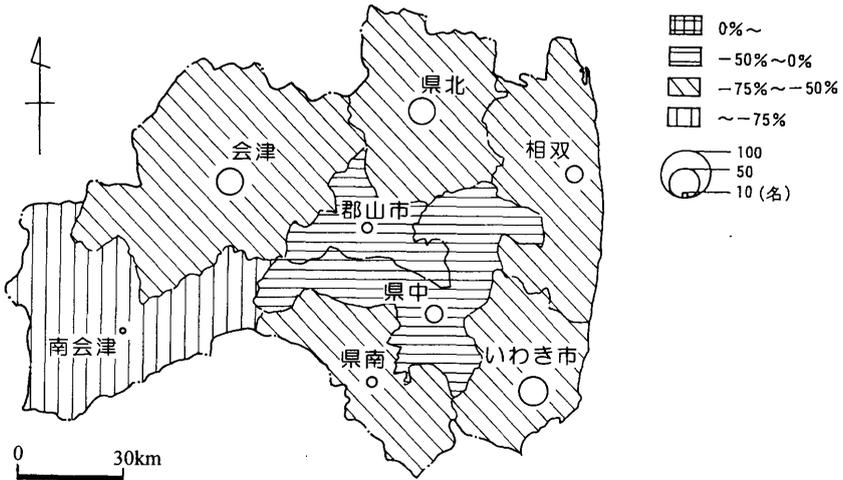
折れ線グラフ中の点線部分は資料欠。

福島県保健福祉部健康衛生領域食品安全グループ、いわき市、郡山市、および県内6保健所などの資料により作成。



第13-1図 福島県における在来行商人の保健所区別分布および増減率

増減率：1984～2004年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2004年現在。いわき市、郡山市、および福島県内6保健所などの資料により作成。



第13-2図 山形県における自動車営業者の保健所区別分布および増減率

増減率：1984～2004年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2004年現在。いわき市、郡山市、および福島県内6保健所などの資料により作成。

自動車営業は、「食品衛生法」に係る「食品衛生法施行条例」³⁵⁾の下、「自動車による飲食店営業等に関する要綱」³⁶⁾に基づき、営業地保健所において許可を得て営業を行っている。この許可の有効期間は、かつての3年から5年に延長されている。なお、自動車営業車には、機械式冷凍冷蔵施設の設置が義務づけられている。自動車営業車の様式について各保健所の回答によると、県南管内やいわき市管内で魚介類専売車が多い他は、全域的に肉、乳類、野菜、菓子などとの混載型車両が多く、県中管内でバス型がみられる以外は、ほとんどの地域で普通、ないし小型トラックの改造型車両が使われている。

第12図をもとに、営業者数の変化についてみてみよう。在来型行商人は、県の資料が残っている中での最大が前回調査時（1984年）の286名であったが、2004年現在で69名となった。前回調査からの20年間での減少率が75.9%、年当たり3.8%の大幅減となっている。一方、自動車営業者については、県として数的変化を把握していない。各保健所に問い合わせた前回調査時（1984年）で615名であったが、2004年現在では240名となった。こちらは、20年間での減少率が61.0%、年当たり3.0%の大幅減となっている。

第13-1図、第13-2図をもとに、営業者の保健所区別分布をみる。在来型行商人が圧倒的に多いのが、相双管内（48名）であり、いわき市管内（11名）がそれに続いている。逆に、それ以外の地域では、ほぼ活動が消滅の状況にある。福島県域にかつてみられた在来型行商活動についても、郷土誌などに記述がある。たとえば、浜通りのいわき市小名浜、四倉地区などから「ハンマ（早馬）」、「ハンマ追い」などと呼ばれた人々が、中通り地方に海産物を運んだ³⁷⁾。小名浜から平の町海産物を持ち込んだ「ポテフリ」と称される女性行商人が活躍していた³⁸⁾。

自動車営業者が多いのは、沿岸部のいわき市管内（51名）、都市部の県北管内（46名）、内陸中心の会津管内（45名）というように、多様な展開を示している。逆に、大幅に数を減じているのが山間僻地を多く抱える南会津管内（減少率78.0%）であり、ここも僻地に強い自動車営業という一般的な性格とは異なる状況を呈している。

3. 結 び

以上、北海道・東北地方各道県における水産物由来型行商人と自動車営業者の数、および活動の変容について個別に解説を加えた。分析の結果、以下のことが明らかになった。

法規上、在来型行商は、条例のない岩手県を除いて各県の関連条例および要綱に基づき、各道県ともに住所地、ないし営業地保健所における登録を経て営業を行っている。この登録の有効期間は、各道県により1～4年まで様々である。これに対し、自動車営業は、各道県の食品衛生法施行条例などに基づき、全道県ともにこれも、営業地、ないし住所地保健所における許可を得て営業を行っている。この許可の有効期間は、5年を中心に6～8年のところもある。

行商形態、特に自動車営業に関しては、全ての道県で機械式冷凍冷蔵施設の設置が義務づけられており、これは、前回調査でも同じであった。前回の調査より、一般に西日本各府県で氷冷蔵方式が多く認められ、東日本各都道県で機械式冷蔵設備を義務付けているところが多いことが明らかになった。その理由として、消費者密度の違い、すなわち、人口稠密で商品を早く捌くことのできる西日本と人口が疎らで商品を捌くのに時間のかかる東日本といった消費地域の性格の違いがあることが推測された。また、北海道・東北地方の大半の地域で多く活動を展

開しているのが、肉、乳類、野菜、菓子、雑貨などとの混載型車両であり、各道県の沿岸部産地を中心に魚介類専売車の活動がみられる。これは、生産地における仕入れ状況や消費地の需要の違いによるものであった。なお、車型も混載型がバス、普通トラック改造型といった大型車が使われるのに対し、魚介類専売車は、大半の地域で軽トラック改造型車が使われるという違いがみられた。

今回の北海道・東北地方での調査で判明した在来型行商人数は、関連条例がないため正確な数が出てこない岩手県の保健所から回答があった1名を加えて計628名（県別内訳：北海道229名、青森県50名、岩手県1名、秋田県1名、宮城県173名、山形県105名、福島県69名）であり、前回調査時からの減少率が77.5%、年当たり3.9%の大幅減となった。一方、自動車営業者数は、計1,894名（内訳：北海道262名、青森県199名、岩手県184名、秋田県296名、宮城県406名、山形県307名、福島県240名）、前回調査時からの減少率が55.8%、年当たり2.8%の減少となった。当地方では、在来型行商人数、自動車営業者数ともに大幅に減少しているが、特に前者の減少が大きいため、その差が前回調査時の1.5倍から3倍へとさらに拡大している。

当地方の在来型行商は、全域的な活動の衰退がみとめられるが、中で北海道中部の江別、苫小牧管内などで営業者が増加しており、注目される。一方、自動車営業者数も減少しているが、やはり、北海道の中東部6保健所管内で営業者の増加がみられる。全域を通じて沿岸魚介類産地にのみ残っている在来型行商人に対して、自動車営業者は、沿岸部から都市部、内陸部に至るまで比較的均等に分布していることがわかった。

[付記] 本稿の作成に当たり、資料や情報の提供に快く応じていただいた道県、政令指定都市、中核市、および各保健所等の食品衛生担当諸氏に厚くお礼申し上げます。本研究は、平成15年度科学研究費補助金「原初的商業形態としての水産物行商にみる移動就業行動の時空間的展開に関する研究」（基盤研究(C)(2)、課題番号15520503）の一部を使用した。また、本稿の骨子は、2004年度人文地理学会大会（於佛敎大学）において発表した。

注

- 1) 中村周作「水産物行商人の空間行動様式—山陰地方の事例を中心として—」人文地理37-4, 1985, 22-43頁。
- 2) ①中村周作「中国地方における水産物行商活動の変容」宮崎大学教育文化学部紀要（社会科学）7, 2002, 1-15頁。②中村周作「九州地方における水産物行商活動の変容」宮崎大学教育文化学部紀要（社会科学）8, 2003, 1-19頁。③中村周作「中部地方における水産物行商活動の変容」宮崎大学教育文化学部紀要（社会科学）10, 2004, 1-21頁。④中村周作「関東地方における水産物行商活動の変容」宮崎大学教育文化学部紀要（社会科学）10, 2004, 23-40頁。⑤中村周作「四国地方における水産物行商活動の変容」宮崎大学教育文化学部紀要（社会科学）11, 2004, 1-12頁。
- 3) 調査は、2003年11月27日から12月6日にかけて、北海道、青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島の各道県庁、および政令指定都市の札幌市と仙台市、中核市である秋田市の食品衛生機関や各道県・市立図書館等を訪問し、営業者数に関する統計、関連条例、施行細則等の資料、現地状況に関する若干の聞き取り、郷土誌等関連文献の入手を行った。当地方では、道県レベルで在来型行商人、自動車営業者の数を把握していないところが多かった（北海道、青森、岩手、秋田、福島）ので、補充調査として、2004年8月、各道県の全62保健所に数と状況を問い合わせ、全回答を得ることができた。
- 4) 北海道「食品の製造販売行商等衛生条例」（昭和29年8月2日北海道条例第46号、改正平成13年3

- 月30日条例第25号), 同「食品の製造販売行商等衛生条例施行規則」(昭和29年10月2日北海道規則第122号, 改正平成13年3月30日規則第23号)。
- 5) 北海道「食品衛生法施行条例」(平成12年3月29日北海道条例第10号, 改正平成16年3月31日条例第33号), 同「食品衛生法施行細則」(昭和24年1月11日北海道規則第5号, 改正平成16年3月12日規則第18号)。
 - 6) 高倉新一郎『日本の民俗1 北海道』第一法規, 1974, 137-142頁。
 - 7) 青森県「青森県魚介類行商及びアイスクリーム類行商に関する条例」(昭和34年1月8日青森県条例第3号), 同「青森県魚介類行商及びアイスクリーム類行商に関する条例施行規則」(昭和34年3月25日青森県規則第23号)。
 - 8) 青森県「青森県食品衛生法施行条例」(平成12年3月24日青森県条例第18号), 同「青森県食品衛生法施行細則」(昭和48年5月1日青森県規則第31号)。
 - 9) 青森県「自動車による食品の移動販売に関する取扱要領」(昭和42年6月30日)。
 - 10) 青森県健康福祉部薬務衛生課による。
 - 11) 青森県史編さん民俗部会編『青森県史民俗編 資料 南部』青森県, 2001, 91-92頁。
 - 12) 正部家種康『みちのく南部風土記』伊吉書院, 1998, 145-146頁。
 - 13) 森山泰太郎『日本の民俗2 青森県』第一法規, 1972, 122頁。
 - 14) 岩手県「食品衛生法施行条例」(平成12年3月28日岩手県条例第30号, 改正平成16年3月8日条例第1号), 同「食品衛生法施行細則」(昭和48年5月15日岩手県規則第38号, 改正平成16年2月27日規則第5号)。
 - 15) 岩手県「移動食品営業に係る営業施設基準」(昭和44年3月28日)。
 - 16) 一関保健所による。
 - 17) 秋田県「魚介類行商の衛生管理指導要綱」(昭和46年11月6日環第848号)。
 - 18) 秋田県「食品衛生法施行条例」(平成12年3月29日秋田県条例第54号), 同「食品衛生法施行細則」(昭和33年2月28日秋田県規則第7号)。
 - 19) 秋田県「自動車による食品の移動営業に関する取扱い要領」(昭和46年11月6日環第847号, 改正平成元年5月19日環第219号)。
 - 20) 宮城県「食品衛生取締条例」(昭和30年7月11日宮城県条例第27号), 同「食品衛生取締条例施行規則」(昭和30年9月7日宮城県規則第40号)。
 - 21) 宮城県「食品衛生法施行条例」(平成12年3月28日宮城県条例第33号), 同「食品衛生法施行細則」(昭和27年8月20日宮城県規則第57号)。
 - 22) 宮城県「自動車による食品営業許可取扱要領」(平成元年3月27日環第1395号)。
 - 23) 仙台市「仙台市食品衛生法の施行に関する条例」(平成12年3月17日仙台市条例第8号), 仙台市「自動車による食品営業許可取扱要領」(平成元年3月31日衛環環号外)。
 - 24) 宮城県環境生活部生活衛生課(現食と暮らしの安全推進課)による。
 - 25) 竹内利美『日本の民俗4 宮城県』第一法規, 1974, 100-101頁。
 - 26) 山形県「山形県魚介類行商取締条例」(昭和30年10月14日県条例第43号, 改正平成7年3月17日条例第12号), 同「山形県魚介類行商取締条例施行規則」(昭和30年11月1日県規則第57号, 改正平成11年4月1日規則第39号)。
 - 27) 山形県「食品衛生法施行条例」(平成12年3月21日山形県条例第23号, 改正平成16年2月27日条例第4号), 同「食品衛生法の施行に関する規則」(昭和48年5月18日山形県規則第39号, 改正平成16年2月27日規則第8号)。
 - 28) 山形県「自動車による食品営業の取扱要綱」(昭和43年4月3日環第5号, 改正平成13年3月2日保業第2380号)。
 - 29) 山形県総務部危機管理室食品安全対策課による。
 - 30) 戸川安章『日本の民俗6 山形県』第一法規, 1973, 93-96頁。

- 31) 新山形風土記刊行会編『新山形風土記』創土社, 1982, 147頁。
- 32) 山形県編『山形県史 本篇6』山形県, 1975, 273-277頁。
- 33) 福島県「福島県魚介類行商取締条例」(昭和43年10月15日福島県条例第35号), 同「福島県魚介類行商取締条例施行規則」(昭和44年1月21日福島県規則第3号)。
- 34) いわき市「いわき市魚介類行商取締条例」(平成10年12月28日いわき市条例第46号, 改正平成13年6月29日いわき市条例第42号), 同「いわき市魚介類行商取締条例施行規則」(平成11年3月31日いわき市規則第49号, 改正平成13年6月29日いわき市規則第53号)。郡山市「郡山市魚介類行商人の登録に関する条例」(平成11年3月24日郡山市条例第18号), 同「郡山市魚介類行商人の登録に関する条例施行規則」(平成11年3月30日郡山市規則第12号)。
- 35) 福島県「福島県食品衛生法施行条例」(平成12年3月24日福島県条例第80号), 同「福島県食品衛生法施行細則」(昭和33年3月6日福島県規則第13号)。
- 36) 福島県「自動車による飲食店営業等に関する要綱」(平成12年4月1日施行)。
- 37) 福島県編『福島県史第24巻 各論編10 民俗2』福島県, 1967, 166頁。
- 38) 草野日出雄『写真でつづる実伝・いわきの漁民』はましん企画, 1978, 162-165頁。